

平成 29 年度 第 2 回 八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）

午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

場 所：八尾市立青少年センター 4 階会議室

出席者：委員 堀 委員（会長）  
前田委員（副会長）  
安藤委員  
鶴 委員  
玉田委員  
御前委員  
田村委員  
嶋野委員  
山本委員  
湯本委員  
柿本委員

事務局 新堂こども未来部長  
的場こども施設課長  
岡部こども施設課参事  
永澤こども施設課課長補佐  
木下こども施設課副主任  
野本子育て支援課課長補佐  
岡山子育て支援課 認定・入所係長

●開会

事務局：・「会議の公開に関する指針」に沿った公開を了承確認  
・傍聴者なし  
・資料の確認

●会長挨拶

会 長：みなさんこんにちは。会長から挨拶をするということだったのですが、今日はみなさんのご意見をいただいて、活発に議論をする時間を取りたいと思いますので、その中で会長としての意見も述べようと思っております。さっそくですが、議事に入らせていただこうと思います。

最初に事務局から説明を受けて、次第に沿って意見交換をしていきたいと思えます。

それでは、事務局から、現状の課題の整理状況と、今後の方向性の案について、

一括して資料説明をお願いします。

●次第1 現状と課題（説明）

※＜事務局より説明＞

それでは、次第の1. 現状と課題については、**資料1**・**資料2**を参照いただき、  
次第の2. 今後の方向性については、**資料3**を参照いただき、説明させていただきます。

それでは、**資料1**をご覧ください。

8月に開催されました第1回審議会におきましては、各委員から、それぞれの関係機関・部署における実績等の現況をご説明いただき、委員間での質疑応答や意見交換をしていただきました。

その後、審議会での方向性審議に向け、庁内でも並行して、課題整理や仕組み検討の議論を行ってきたところです。

そのため、この**資料1**においては、前回のご審議を踏まえるとともに、庁内での検討内容を反映したうえで、課題整理した内容を総論と3項目にとりまとめ、ご提示をしております。

まず、一段落目では、総論として、大きな課題をお示ししております。

第1回でご説明したとおり、本市では、昭和50年の児童福祉審議会の答申を受け、いち早く、保育所に障がい児を受入れし、これまで実践を積み重ねてきた訳ですが、国において、ソーシャル・インクルージョンを進める大きな政策の流れを受け、今回の審議会検討をきっかけに課題整理を行い、市としての障がい児保育の理念及び方向性を打ち出す必要があること、さらには、国の指針や要領に沿った実践を深める取り組みを行う必要があること、そこまでを課題としております。

次に、1項目目の「障がい児保育をとりまく新たな潮流への対応」では、障がい児保育のニーズについて、課題整理しております。

まず、対象児童のニーズの拡がりという点では、国における法令等の流れから、発達障害への認識等の高まりがあり、医療的ケアの必要な児童の利用希望も増加しております。さらに、入所時期の低年齢化が進んでいるところもあり、受入れする対象児童の状況について、多様性が増してきているところです。

次に、受入れ数の推移でございますが、直近の平成29年4月1日付「障がい児保育」対象児童数の実績は194名で、保育所（園）の総入所児童数3,275名の5.92%に上ります。この数字は、5年前の、平成25年の実績129名から63名が増加しており、当時の総入所児童数2,857名から総数としても418名増加しておりますが、比率についても、4.52%から5.92%と、1.4ポイント増加しております。

ます。

従いまして、市の人口推計として児童数は減少傾向にある訳ですが、保育所・園への受入れ総数が伸びている中で、障がい児保育へのニーズについては、それ以上の比率で、増加が見込まれる状況にあります。

さらに、発達障害児の認識が高まる中で、最大限のニーズはいか程まで伸びる可能性があるか、という点では、正確な統計等はありませんが、ひとつの目安として、資料にございます平成 24 年度の文部科学省調査では、教員の実感から概算すると、通常学級に在籍している児童のうち、発達障害等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は 6.5%に上るとの結果が出ております。そこを単純に八尾市に当てはめると、1 学年あたり最大約 200 名程度まで、対象児童数は広がりうる、ということになります。

以上より、当面は、件数の伸びを経年的な変化から予測しつつ、ニーズの拡がりの実状を踏まえて対象となる児童を再定義した上で、最大限のニーズも見越し、持続可能で拡張性のある仕組みづくりを行うことが課題である。と、ご提示しております。

続きまして、2 項目目は「就学前の障害児への総合的な社会資源提供ニーズへの対応」についてです。

市では、平成 27 年度から「妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援」に取り組んでおり、全ての子どもに専門職が関わり、切れ目なく支援を受けることのできる仕組みづくりを進めております。

その中で、就学前の障がい児については、障がい福祉分野での「療育」、子ども子育て支援法における「保育」、教育分野における「幼児教育」が、それぞれの分野毎に取り組みつつ、相互に連携を図っているところです。

そこで、**資料 2**「八尾市子ども子育て事業の現状」を、ご覧ください。

この図は、表の上部から下部にかけて、妊娠期に始まり、出産を経て、各種の定期健診から必要なフォロー支援を行い、就学前施設への入所、そして小・中学校へ就学し、18 歳に到るまでを、各種関係機関の連携状況を時系列に並べ、記載したものでございます。各委員のご所属・関係機関が、切れ目なく連携を図りながら支援をしている相関関係が見て取れるかと思えます。

先程ご説明した、就学前の障がい児の「療育」・「保育」・「幼児教育」への入所相談窓口というところでは、まず、「療育」については、各種の定期健診を経て、保健センター等でのフォロー教室等を経由し、障がい福祉課での「医療型・福祉型児童発達支援センター」への入所や放課後デイサービスなどの事業につながっております。

次に、「保育」については、図における「親」の列で4つ目の（青）丸に「入所相談」があり、左側に「子育て支援課」での「施設入所手続き・調整」と記載しております。各関係所属・機関への相談を経て、入所手続きをして頂いております。

最後に「幼児教育」については、上から5つ目の（青）丸に、「就園相談」と記載しております。市立幼稚園に就園希望の障がい児については、就園相談を実施した上で、幼稚園に入園されております。

それでは、**資料1**にお戻りください。

2. のつづきですが、今年度、国からも、内閣府及び厚生労働大臣の連名通知により、障がい福祉施策と一般施策との連携を図るべきこと、また、「障害児福祉計画」を策定し、「子ども子育て支援事業計画」と整合する枠組みが示されております。

本市においても、制度の利用者である障がい児とその保護者を中心に置き、これまで以上にしっかりと切れ目なく、総合的な支援策を講ずる仕組みへと発展していくことが課題である。とお示ししております。

さらには、同様の総合的な視点から、サービス供給の担い手である保育教諭が、公立と私立の公民協働で、障がい児教育・保育のあり方について共通認識を持ち、ともにスキルアップできる仕組みを構築することも、課題としてご提示しています。

最後に、3項目目の課題は、「保護者の適切なサービス選択につながる明確な説明責任ニーズへの対応」についてです。

これまでの障がい児を取り巻く現状としては、保護者が関係所属等の支援を受けつつ、自ら情報収集し、それぞれのサービスに申し込んで、なんらかの社会資源には辿り着いている、というのが実状です。

しかしながら、サービスによって、申請の時期や支給決定の根拠、決定プロセスが様々であり、必ずしも保護者の希望に沿えない場合があります。そういった際に、市がしっかりと説明責任を果たせるよう、基準の明確化や申請時期の調整、決定過程の透明化等を進めることで、わかりやすい仕組みへと再構築していくことが、喫緊の課題ではないか、とお示ししております。

次第1. 現状と課題についての、**資料1・2**の説明については、以上でございます。

会 長：ありがとうございます。続いて、次第2の今後の方向性についても先に事務局より説明をいただきます。よろしく申し上げます。

●次第2 今後の方向性について（説明）

※＜事務局より説明＞

それでは、**資料3**今後の方向性（案）につきまして、説明させていただきます。

先程の現状及び課題を踏まえまして、事務局の方で、事前に各学識委員や会長にご相談させていただき、今後のめざす方向性について、テーマを絞った議論を行うため、5項目を素案としてご提示しております。

尚、前回の本審議会でご了承いただきました進め方として、審議会での方向性議論と平行し、庁内での仕組み検討を行ってまいりましたので、各項目についての検討状況も、併せてご説明させていただきます。

まず、1項目目について、「今後の障がい児保育内容の理念「ともに育つ保育」」を打ち出すことです。

これについては、とりわけ、公立保育所での障がい児保育の取り組みを重ねて来た中で、大切にして来た視点や、障がい児保育に巡回指導で各先生方にご指導いただきながら進めて来た内容、また、研修等で学び取り組んで来た内容がございます。

こういった積み上げて来た方向性を、しっかりと理念にまとめ、八尾市として進めるべき方向として共有化していくことが必要であると考えています。

次に、2項目目の「「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり」についてです。1項目目の理念に沿って、対象児童の多様性やニーズの増加に対応できる持続可能な仕組みを打ち出していくことが必要です。

庁内での検討状況としては、児童の支援の必要性に応じ、段階的に保育士を加配するような仕組みを検討しております。とりわけ、今後のニーズ増が見込まれる、いわゆる軽度の発達障害児への対応を継続的に行ううえでは、園全体でのコーディネートを担う役割の保育士の位置づけを作ることで、「ともに育つ」理念を大切にしながら、市全体、園全体の対応力を高めていく手法を検討しております。

次の、3項目目は、「就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり」についてです。**資料2**のとおり、「保育」・「就学前教育」・「療育」について、それぞれの関係機関で対応しているのが現状ですが、個々の児童にとって、これまで以上に適切に支援メニューにつなぎ、サービス提供できる仕組みへと発展を図るには、相談や入所手続きの過程を、なんらかの形で集約するような工夫が必要です。

この項目についての庁内検討状況については、先行する他市の事例から、認定・審査を集約して行うような各機関合同の会議体を設置し、就学前施設のサービスを求めるすべての障がい児を対象に、支援の必要性の高い児童からサービス決定できる仕組みを導入していくことを検討しております。

そこに関連して、4項目目として「保護者に明確な説明ができ、適切なサービス案内ができる仕組みづくり」を打ち出しております。

これは、当該児童が「障がい児保育」の対象に該当するのか、また、他の申請児童との優先順位はどうか、認定審査の基準作りを行い、明確な説明ができる仕組みとして再構築する方向性です。

前回、安藤委員からは、判定システムの基準として、神戸市では障害者手帳を採択している旨、ご紹介いただきましたが、手帳を取得されていない対象児についても、発達検査等を参考に、段階的な支援の必要性までを判定できる基準や調査票等の設計ができれば、と考えております。

最後に、5項目目としては、「ともに育つ実践を創り出すことができる仕組みづくり」を打ち出しております。

これは、1項目目の理念を実践するための仕組みということですが、前回、安藤委員からは、国の処遇加算等を活用し、ノウハウを共有化する研修等もしながら、処遇改善も図りつつ、障がい児保育を進めるためのポジションを作っていくようなご意見をいただいたところです。

庁内検討においては、オール八尾市で進める「ともに育つ保育」の理念の実践として、公・民に共通する教育・保育内容を提供していくことが必要と考えております。そのための仕組みとして、スキルアップ研修の実施や、園ごとの教育・保育への巡回指導等のバックアップ体制をとりながら、市における「障がい児保育」全体の、質の向上を図っていく仕組みとしていく必要があると考えています。

**資料3**の説明については、以上です。なお、お手元にお配りしております他の資料につきましては、八尾市の就学前教育・保育の取り組みをご紹介する冊子2冊と、平成31年度に開園いたします、公立の認定こども園のリーフレット2部となっております。八尾市で取り組んでいる就学前教育・保育について参考資料としてご覧ください。それでは、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長：はい、ありがとうございました。事務局より次第の1. 現状と課題について、次第の2. 今後の方向性について説明をいただきました。本会の進め方といたしまして、まずは次第1の現状と課題について意見交換をし、その後、次第2の今後の方向性について議論をしたいと思っております。

●次第1 現状と課題（質問・意見）

会 長：まず、次第1について、ご質問やご意見、もう少し確かめたいことなどあれば発言いただいて、それから意見交換に入ろうと思います。どなたでも結構ですのでよろしくお願いします。

・質問

会 長：それでは、私の方から質問なのですが、就学前施設における障がい児教育・保育の現状及び課題ということで、資料1の3の保護者への説明責任について、実状として保護者がいろんな機関に相談に行って、アドバイスを受けて、自分の子どもの保育先を見つけて、安心して預けるということになるのですが、そこで出てきた問題点・保護者の声はどのような形で出てきていましたか。

事務局：保護者の具体的な声ではないのですが、資料2の図で言うと、さまざまな相談機関に相談し、フォロー教室に通われたりしながら、どの施設を利用しようかと悩まれて、実際のところ医療型・福祉型児童発達支援センターにも、保育所にも、幼稚園にも、併願して申込みをしている方もいるのが実状かと思います。

会 長：保護者が困っているというよりは、八尾市の健診体制がございますので、心配なことがある、フォローが必要ということであれば、保健師なりがフォローをして、しかるべき保育所や施設へのガイダンスをやっていただいているかと思います。保護者の思い通りの施設に行けるということは、必ずしも無かったかもしれませんが、それなりにフォローして、しかるべき受け入れ先を案内してうまくいってきたのでしょうか。課題として不十分に感じる点が何かあるのでしょうか。

事務局：それぞれの窓口が別にあるということがあるため、子どもにとって、最も適切なところにつながられているのかということについては、各相談機関で助言をしていると思いますが、保護者の判断に委ねられる部分もあります。

行政が子どもにとって最適と思われる判断で提案しても、別のメニューや施設を選択されることもあります。定員等もあり、必ずしも希望の沿えないことがあるため、どこかに入れればということで併願してそれぞれに申し込んでいる現状があると思います。

その申請窓口について、集約した場があれば、子どもの状態に応じた適切な案内が円滑にできるのではないかと課題として提案しております。

会 長：わかりました。今は保護者が子どもを抱えて、家庭を保持するということが難しくかったり、ましてや障がいがあったりすると、なかなかその子どもに適切な保育や療育をする構えをもつことが難しいという保護者が出てきておられて、その場合、子ども家庭センターなんかバックアップしたりしますが、受け入れ側としては、各機関の連携をうまくやると、言葉では言っている、実際は簡単ではないと実感しております。

・質問

会 長：資料1の2.に記載されてある「障害児福祉計画」について、児童福祉法の改正に伴って、八尾市でも今は第5期の計画として、成人の中に入れて「障害福祉計画」を策定し、「障害児福祉計画」としては第1期として立案されたかと思うのですが、八尾市で「障害児福祉計画」は立案されましたか。

委 員：今まで「障害福祉計画」については、子どもも成人も含めた一体的な計画で、主に自立支援サービスの3年間の事業量を見込んでいくという計画策定を行っております。

特に子どもについて、児童福祉法が改正されて、子どもに特化した計画を作るべきだということで、来年度から3年間の障がい児の計画を八尾市においても12月の末に素案を作成して、パブリックコメントも募集しました。

特に、障がい児を地域で支えていく拠点づくりということで、八尾市には児童発達支援センターとして医療型の「いちよう学園」、福祉型の「しょうとく園」の二つのセンターがあります。

府下において、すべての市町村にこのような施設が必ずあるというわけではありませんので、やはりこれらセンターを地域の拠点として、各市町村に1か所ずつは作ろうという大きな目標が定められております。

より開かれた施設として位置付けるために、施設の方から保育所や幼稚園に赴くような事業も展開することや、子どもにとって、どのようなサービスが適切かということについて計画を定めるなど、障害児福祉計画では目標として定めています。

医療的ケア児も増えており、医療的ケア児を支えていくために、福祉だけではなく、保健も医療も横の連携が図れるような仕組みを作っていくべきだということで、まずは3年間の中で協議の場を作るような方針が示されています。これらを盛り込んで計画を作成しております。

また、子どもということで、すでに一般子育て施策として「子ども子育て支援事業計画」が先行で策定されておりますが、そこと連携を図っていくという方針が示されております。

あとは、障がい児の定義というものが少し明確ではないという部分がございますので、そこについては、今後、計画を進捗管理していく中で、お互いに歩み寄っていくという動きになっております。

会 長：ありがとうございます。新しく「障害児福祉計画」が作られ、今、審議会の内容とかなり密接な中身となっているのではないかと思います。



・質問

委員：八尾市では長期計画と福祉計画のスタートは同時期なのでしょうか。長期計画の間に福祉計画が挟まったり、障害児福祉計画が入ってきたりすると整合性が合わなくなってしまうのでしょうか。

委員：子ども子育て支援事業計画と障害児福祉計画については、子ども子育て支援事業計画が先にスタートしており、そこに障害児福祉計画が来年度からスタートしますので、スタート時期は異なります。

・質問

委員：八尾市では医療系の施設と通所系の施設は一緒ではないのですか。一緒にする方向の自治体がよくあると感ずるのですが。

委員：児童発達支援センターの医療型については、医療型を名乗るためには診療所を設置しなければなりません。福祉型についてはそこが求められていないというところで、施設の役割機能をみたときに性質は異なるものかと思ひます。

委員：医療系の診療所というものには、いくつか設備や職種等の条件が必要だと思ひますが、豊中市なんかはレントゲンがなかったりします。診療所を名乗るには、簡単な小児系の設備と医者か管理士、技術系のPT・OT・STの配置など一定の要件を満たしていればよいので、私は一緒にするというのは将来的には実現可能ではないかと思ひます。

委員：おっしゃる通り、管理士の常駐は必置で、特にレントゲンは必要なく、PT・OT・STが配置され、医師の指導の下、必要な訓練にあたっているという状況になっております。

委員：個人的には通所型の施設に行く子どもでも、医療型なケアが受けられるという形を目指すのがよいのではと感じております。

発達障がいの子どもがどちらのセンターに行くか、知的障がいがある子どもでも医療的ケアが必要なケースも存在します。

八尾市の複数施設にまたがる課題の解決策として、施設の一元化があると思ひます。

八尾市の「切れ目のない支援」の方式は、多くの関係機関にまたがることにより、たくさんの方が関わることとなる。たくさんの方が子どもの育成に参加することはよいことだと思ひますが、互いの意見意思の疎通がやりにくい状態を作ってしまう側面もあるのではないかと感じました。

私の恩師の高松鶴吉は「療育とは何か」ということに対し、一つは情念であると答えていました。

療育を推し進め、サポートする人の存在というものがあります。

今はそれら PT・OT・ST そして保育士たちの交代の時期にあります。

これらの世代交代での受け渡しで方向がぶれることがあるのです。

これまで参加していた人が現場を離れたあとでも、なんらかの形で再び参加し、世代間の受け渡しができるような場があればいいなと感じます。

会 長：今の学生を見ていると、これまでの経過等を大事に受け継ぐという風潮がなくなってきたように見えます。良い悪いではなく、意見交換や切磋琢磨をして高め合うような文化ではなくなっており、保育者や学校教員についても、世代交代で、若い保育者へどのように引き継いでいくかも、重要な問題点になるのではないかと思います。

・質問

委 員：資料1に「市としての障がい児保育の理念及び方向性を」とあります。八尾市では、例えば、公立であればこれから認定こども園となりますし、私立ならば保育園・幼稚園・認定こども園となりますが、統一したカリキュラムを作っていくのか、研修はどうなっていくのかなど、そもそもの八尾市としての保育や幼稚園教育を統一したものをどうしていくのか、方向性を教えていただけますでしょうか。そして、1. に障がい児保育申請児童数が 102 件とありますが、幼稚園の公立私立の受け入れ状況がわかれば併せて教えていただきたいと思います。

委 員：公立幼稚園の受け入れ状況については、第1回審議会資料の資料4のP.17の下部、「⑤進路に関するもの」のうち、「就園就学相談件数の推移」に件数が示されております。

事務局：私立幼稚園と幼稚園型認定こども園の受け入れ状況については、大阪府教育委員会からの補助メニューとなっており、対象の権限というものが市にないため、はっきりとした数は掴んでおりません。

事務局：保育と幼稚園教育の方向性についてですが、幼稚園と保育所は制度も所管も異なっておりますが、八尾市でもともに就学前の教育・保育を担うという共通の役割で進めてきました。

平成22年には八尾市幼稚園審議会と八尾市児童福祉審議会で幼保一体化施設の検討について答申が出されております。

現場では平成22年から、すべての子どもたちの発達や学びを途切れることなく、小学校就学へつなげたいということで、就学前施設と小学校の職員同士で交流を深め、教育保育の実践をよりよくするために、合同の研修会を行っております。

具体的には、大きな研修会や中学校区毎に保育参観と授業参観をし合ったり、先生の交流、幼稚園と保育所で先生が入れ替わって職場体験をしたり、教師が保育所へ体験に来たりしております。

平成 24 年に、公立の幼稚園と保育所で育てたい子どもの姿や育ちを共有して、実践をまとめたものが、「就学前教育・保育実践の手引き」の冊子です。

平成 25 年に就学前施設と小学校での発達と学びの連続性をまとめた「接続期における教育・保育実践の手引き」の冊子を作成しています。  
これは、現場の保育士と教諭が集まって作成したものです。

平成 27 年からは、八尾市認定こども園推進検討会議において、公立の幼保連携認定こども園に向けた、教育・保育の内容の検討を行ってきました。

平成 29,30 年は、公立の幼稚園と保育所が一緒になって保育内容の検討を行っております。

平成 31 年に開園する公立の認定こども園での教育・保育を創造することを目指して、研究を進めております。

具体的には、5 園のこども園が開設されるが、そこに引き継がれる幼稚園と保育所が互いに行き来しあって、保育の実践を交流したり研究したりしております。

会 長：これらの学習会や研修会において、幼稚園と保育所の代表としての議論のまとめ役として、現場の主任保育士や保育所長が参加していたことが、冊子の委員名簿から確認できます。

八尾市の子どもを育てるという保育・教育政策の大きな柱がどこかにあると思いますが、それを踏まえて作成した冊子であるならば、冊子の作成に携わった方々が、これからの認定こども園化に際して、自覚をもって担ってほしいし、これらの成果である冊子を若い保育士たちが読み、活用し、先輩から学ぶことができているならば、実践に近い形で思いやノウハウが継承されていると言えると思います。これについて現場はどうなのでしょう。

委 員：私も作成に携わっておりました。現場では保育士はこの 2 冊の冊子を全員が持っております。毎月、この冊子にある「4 つの育みたい力」につながるような形で、必ずねらいを入れてカリキュラムを作成しております。

さらに、幼稚園との研究発表の場面や、園の中での学習会など、この冊子を活用する場面は多いです。

先程の継承の重要さというところでは、現場で若い保育士も含め、冊子を活用して伝達は行っているつもりです。

●次第2 今後の方向性について（質問・意見）

会 長：それでは次第2. の今後の方向性についてですが、素案として資料3に1から5の5項目について、それぞれ具体的な仕組みづくりが検討されてきていると思います。みなさま、質問や意見があればお願いします。

・質問

会 長：2. 「障がい児保育」のニーズに対応する仕組みづくりについてですが、説明の中でコーディネーターという役割が発案され、今後の見込まれるニーズ増に対応するために、園全体をコーディネートする重要な位置づけだったと思いますが、どのような方がコーディネーターになるのですか。

事務局：部局の検討の中でも、今の時点ではどのような資格を要するなど、具体的な詳細を決定しているわけではございません。

考え方としては、重度な障がいをもつ児童に対して、2：1ないしは1：1で保育士を加配するという制度で実施しておりますので、これを必ずこの加配で実施するのがよいのか、それとも「ともに育つ」という理念で、子ども同士の関わり方や、集団の中での保育といったものを考えたときに、コーディネーターのような位置付けの方が、広く担任の先生と連携を取りながら見る仕組みが検討できるのではないかとこのところ、庁内検討させていただいております。

・意見

会 長：今後の方向性に沿った仕組みづくりということで、庁内での検討で、具体的な案が、ある程度作成されていると思いますが、次回の審議会までに各委員にも開示してもらいながら、やり取りしてコメントを返していき、方向性に関わる重要な部分は審議会で議論し、審議会として打ち出す方向性につながる提言や意見を述べるという形で、まだ「部外秘」という条件が付くかとは思うが、このようなやり方で進めていくのはどうでしょうか。

・質問

会 長：入所判定や発達検査についての基準作成はできていますか。

事務局：まだ、他の自治体も参考にしながら、基準や調査票について、どのような視点が要るのかを検討中です。

・意見

委 員：資料2を基に、脳性まひやダウン症の場合など、自分で条件を設定した子どもをモデルに表を追ってみました。関係機関が多く、複雑過ぎて追い切れませんでした。何か計画を立てるのであれば、このように何か事例を仮想してイメージすることで、よりよい環境が整備できると思います。

また、重複する機能を持つ機関が存在するように見えました。

相談する場所が多ければ多いほど良いとは思いますが、逆にシンプルでも良いのかとも思います。

・意見

会 長： どういう子どもにどういう保育をしていくのかというものを判断する上で、実際に関わって、看護や医療や実践事例など、さまざまな現場の視点をもって決定すべきだと考えています。

現場を非常によく知った人をこのようなコーディネートする立場に置かないと、杓子定規な判定をしてしまいかねません。

一人で判断するのではなく、総合的に判断できる体制を作り、現場と保護者の窓口になるコーディネートが大事という意見を述べておきます。

・意見

委 員： 1， 2年で体制が完成するとは思えないので、最初は大枠を作成し、少しずつ修正しながら実施していく方がよいのではないのでしょうか。

会 長： 委員の方にも一人ずつ意見を述べていただきたいと思います。

・意見

委 員： 公民の差というか、公立保育士はたくさん勉強会を開き勉強しています。

民間の保育士も、できる限り研修にも参加させていただいき、現場の保育士の質や姿勢は少しずつ変化してきていると感じます。

ただ、講座等を聴くだけではなくて、お互いの事例をディスカッションするような、実践的な話ができる場もほしいと感じます。

現場の職員もどこかで誰かにアドバイスをもらわないと、やっていることが正しいのか自信を持ってない部分もあると思います。

年1回の巡回指導だけではなく、身近なところでも意見交換等できればと感じます。

・質問

委 員： 資料2の複雑化している現状を、実際問題としてこれから平成31年度の公立認定こども園化までにどれくらいシンプルにできそうなのですか。

事務局： 機構改革のような形で解決するのは今からは困難なので、各窓口がそれぞれにあるところについて、なんらか集約するような合議体のような仕組みが工夫としてできればと考えています。

先ほどの安藤委員の意見にもあったように、資料2において、さまざまな障がい児を思い浮かべたときに、多くの選択肢とルートを経由する状況にあると思います。

これらを、一旦、ひとつの同じテーブルに置いて、当該児童をどこにつなげられるかを考える場を作るところから、始めていければと考えております。

・意見

委員：確かに資料2は素晴らしい図だと感じる反面、やはり複雑だとも感じました。よく似たことを複数個所で実施しているということはありまして、公立の保育所でも、園で実施している地域支援と、センターで実施している支援があり、名前が「マタニティ・アンド・ベビークラブ」もう一つは「ベビーくらぶ&マタニティー」。市民にとっては、どちらでどちらを実施しているかわかりにくいという現状について、所長会でも話題に上がったところです。

この図を見たときに、既視感を覚えました。

内容としてはもっと絞っていけるのではと感じました。

そして、保育士の世代交代について、保育そのもののノウハウ継承について難しさを感じます。

そのような中で、支援児対応としての指導となると、より難しいものと感じ悩んでいます。

どういう形で継承していくかという勉強も必要であると感じていますし、私たちベテランが考えていかなければならないなど、頑張らなければという気持ちになりました。

・意見

委員：子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」は相談機関としては、子育て相談や児童家庭相談、親子教室を通じて、障がい児保育における障がい児の相談というところに関わっています。

資料1の課題にもありますが、現状では各サービスやその所管機関の申請時期に合わせて、個々に担当者が見つないでいくという流れですので、認定や入所の仕組みが統一されたものになることで、保護者にとってもそうですが、「みらい」の担当者にとっても、仕事がシンプルになるのではと感じます。

現在の入所の認定に関わる場所では、「みらい」には心理士がおりますので、発達検査を実施しております。心理士からは、その場で検査した上での所見を出しますが、普段の生活の中での状況であるとか、保育所の現場での加配が必要かという判断については、心理士だけの判断ではなかなか難しいという意見をよく聞きます。

会長がおっしゃったように、現場での保育実践のある方が判定の場に加わるということは望ましい形なのかなと感じます。

・意見

委員：教育サポートセンターとしては、教育委員会という立場の視点から就園を見ている分には、支援の流れの住み分けはうまくされていると思っていました。

生後、発達の気になる子どもについては保健センターで相談し、そこで気になる場合は、就園相談へ直接つないでいただくこともありますし、「みらい」と相互につながりあうこともあります。

教育委員会の立場からすると、八尾市の支援体制はスムーズに流れていると感じていました。

サービスが重複しているような部分があるのかもしれませんが、八尾市はさまざまなおところで保護者と子どもに寄り添っており、体制が手厚いとも感じています。

10年前は、就学時点で支援体制の構築が必要だと思われる児童の入学もありましたが、ここ数年は、支援が必要と思われる児童は、すでにどこかでフォローをした上で、就学相談につないでいただいているため、そのような印象を持つ児童が少なくなりました。

そういう意味でも、就学に至るまでに、すごくいい流れが作られてきていると実感しております。

・意見

委員：保健センターは妊娠出産からの切れ目のない支援の入り口となっており、すべての子どもが通過するということになっています。

生後4か月までの全数把握、4か月健診での全数把握、1歳6か月、3歳6か月と健診があり、例え、未受診であっても、すべての子どもがどこでどうしているかは、夜間に訪問してでもすべて把握していきます。

「切れ目のない支援」の仕組みを創り上げることで、妊娠期からのフォローも多くなってきています。これは、保護者の子育て育児サポートや子どもの発育発達のフォローというものがあります。

1歳6か月の健診からの何らかの精神発達や偏りのある子どもを臨床心理士や保健師とともに見極めて、然るべき時期に子どもや保護者のサポートにつなげています。児童デイが増えて、使えないということが無い状況となり、ありがたいと感じています。

**資料1**の3.にある、障がい児保育・教育に関しては、サービスの決定経過の透明化という点では、保護者への説明責任をきちっと果たさなければならないということを、現場ではフィードバックもしながら意識しています。

これには、先ほど話題に上がった、合議体として検討や審査会のようなものが大事になってくると思います。

保健センターから他機関につながったとしても、その質の向上も求められていくと思いますので、現場で取り組まれる方のスキルアップやスーパーバイズが大事になってくるかと思います。

発達障害に関しては、ごくごく最近ではありますが、発達障害というものはこういうものだということを学習する機会が増えてきていますので、むしろ最近はや若い方が理解している気もしますし、発達障害を描いた漫画や発達障害の方が書かれた本などを見かける機会も多くなってきたと感じます。

世代間での保育の継承も大事であると思いますし、新しいことへの学習もしながら、発達障害の理解を深めることは大事だなと思いました。

少し違う視点になるかもしれないが、フォロー支援を行う上では、保護者自体が発達障がいを抱えておられる場合もあるため、家庭での育児をサポートする視点も大切だと思います。

・意見

会 長：このように、一人ひとりに有意義なご意見を伺っていると、今までの実績数字等を現況報告する年に1回きりの審議会のあり方では、十分に議論がしきれていなかったのだと思います。問題だと感じることを、各委員がそれぞれの立場で出して議論するという在り方で、今後も、この審議会が仕組みを検証し、方向性を示していく機能を持つこと。それ自体を、仕組みの全体像の中に組み込むべきではないかと思います。

・意見

委 員：地域医療を進める中で、在宅の高度医療を必要とする子どもが増えてきており、八尾市でも今は35名おり、その中でも医療型の児童発達支援センターに来ている子どもが5名います。

インクルージョンということであれば、高度医療を必要とする子どもも保育所や認定こども園に入所させたいという保護者も潜在的にはいると思いますが、環境的な部分がなかなか整わないということもあるだろうし、保護者自身、なかなか勇気をもってそこに踏み出せないという方もいらっしゃるのかなと思います。

当センターの役割としては、地域医療に戻って来られて在宅となっている子どもが社会に出られるように、まずは訪問させていただいて、少しでも外に出られるよう、センターに通園していただくことや、外来訓練・外来保育に通っていただくところから始めているというところもあります。これらを経て、幼稚園・保育園・認定こども園を利用されるというコースを辿っていただけたらいいのかなと思っています。



その役割を果たすことを支えるようなPT・OT・STや保育士のような専門職が当センターにはいますので、各保育所園では、なかなか職員を外に出して研修等に参加させることができないということであれば、当センターは保育所等訪問支援も実施しておりますので、[資料3](#)の5.の「ともに育つ実践」のひとつとして、専門職が訪問させていただいた際に、こちらの専門的な知識を利用していただいでスキルアップにつなげていただくということも可能なのかなと思います。

また、保健センターでの気付きの段階の子どもで、外来訓練・外来保育をすることとなった子どもの中で、保育サポートを利用したいという子どももいますので、この場合に子どもの情報提供なんかもしていけるのではないかと思います。

会 長：児童発達支援センターとして、現場としての役割だけを意識しているのではなく、その後の進路へのつなぎを意識した考え方で動かれていること、ソーシャルインクルージョンにつながる話をしていただき、そうあるべきだと感じました。

・意見

委 員：[資料2](#)を見ると、すごく複雑ではありますが、普段自分たちの守備範囲しか見えていない中で、このような形で俯瞰して確認する機会がなかったのもつながつているのだと改めて実感しました。

ただ、やはり利用者の方からしたらわかりにくいというのもごもっともだと思いますが、ではこれをシンプルに整理できるのかという視点では、正直、行政の組織体というところも含めて考えると、なかなかハードルは高いのかなと思います。

ならば、今、何ができるのかというところを考えると、現場の人間が、つながっている周りの役割をしっかりと理解し、共有していくことがすごく大切なのかなと思います。

この理解をきっかけにして、実際に支援が必要な方に、子どもさんのライフステージを見て、どこを伝えていくのか、その際ポイントになるようなところがあると思うのですが、そういったところから、わかりやすい仕組みの再構築につなげていってはどうかと感じました。

・意見

委 員：共有に加え、それぞれの部門が実践も伴わなければ変わらない。机上の空論でしかなくなってしまうので、即、実践までをやってもらいたいと思います。[資料2](#)のフローチャートにおいて、各部門の役割は、個々にはそれぞれ果たしているのだと思いますが、それをそれぞれ結びつけることを、各部門の代表者が会議なりをして、立体的にそれぞれに支え合い、実践的に成されることが必要なかなと思います。

・質問

委員：「就学前教育・保育実践の手引き」のP.4に書いてある「4つの育みたい力」についてですが、これは保育所・幼稚園までのものですか。小学校以降にはつながっていないのですか。

委員：この4つの育みたい力は、小学校以降の教育の基礎となる考えに基づき作成しております。

委員：一応、冊子は中学校までの接続となっているのでしょうか。

委員：そうですね。

委員：そこで切れてしまうのがもったいないですね。

・質問

委員：公立の認定こども園はいつ完成して、数はもう増えないのですか。

事務局：平成31年4月から5園開所予定です。

・意見

委員：平成31年度以降、この公立認定こども園の中でも障がい児保育にまつわる仕組みを、まず、基幹型の認定こども園を決めて、そこに優秀な人材を集中してやってみてはどうでしょうか。

さらに、高松鶴吉は、「療育は科学である。」と言いましたから、動き出した後で、問題点を集めて、以後の審議会で議論するなど検証を加えながら、実証的に仕組みづくりを進めてみるのはどうでしょうか。

・質問

委員：資料3の5.「ともに育つ実践を作り出すことができる仕組みづくり」について、先ほどからの話題で、全体的な公立私立の幼稚園・保育園・認定こども園で合同研修や参観し合うなどがあったので、その一環でやっていただければと思うのですが、「障がい児保育」のテーマについても、提案として2つありますが、1つめは共通認識をもつための研修をすること。2つめは、スキルアップのために事例検討や公開保育を行えばどうかと思います。

今後の方向性としての意見ですので、前田副会長の意見でもあったような、事例検討をすることや、公開保育・教育のような場を設けること、そこは、公立・私立、また、小学校の特別支援教育に携わる方も関わるのもよいかと思います。

また、田村委員の意見にあった児童発達支援センターの資源活用としては、しょうとく園にはSTもいると思うので、研修で活躍頂くなどもいいと思いますし、研修を体系的に創り上げ、公開保育を、中学校区の中で、持ち回りなどで実施していくような仕組みづくりをすればいいのかなと思いました。

会 長：ぜひ、私も協力する、と仰ってください。

委 員：わかりました。やります。

・意見

会 長：資料3の1.にある理念、「ともに育つ保育」ですが、「ともに育つ保育」自体はどこでも謳っておりますので、八尾市では、積極的に障がい児を受け入れて、受け入れたけれども大変だったというところで、研究会を開き実践を見直し、障害児委員会を長年開催するようになり、2, 3年前にこの「障害児保育審議会」となりました。

そういう草分け的な、そして実践を積み重ねている自治体ですので、「インクルーシブ保育」という理念で保育し、そして「インクルーシブ教育」につなげて、「ソーシャル・インクルージョン」で社会をインクルーシブなものにしていくという形で、八尾市の政策理念にもつながっていく。

そして、かくしてともに育ち合うと、そういうものを目指してはどうかと思います。

理念だけではだめなのですが、やはり保育と教育と福祉は、理念がないとだめなのです。

理念を目指して実践を作っていくということなので、八尾市のこれからの障がい児保育を「インクルーシブ保育」と表現してはどうかと思います。

これはまだ現場の方々にそう簡単に伝わっておりませんが、障がいのある子どもの保育を考えていくと、他の障がいのない子どもの保育につながっていますし、障がいのない子どもの保育が、ともに育ちあう保育として実践ができていくと、障がいのある子どもも育ちます。

当然、一対一の丁寧な関わりも大事にするのですが、友達関係やクラスの雰囲気、保育所の雰囲気、そして八尾市の取り組む姿勢が、障がいのある子どもにとって居心地のいい場所を作るだろうと考えており、今は、本当に多様な家庭環境で、多様な子どもがこども園・保育所に入所しますので、こども園に来たからには、一人の子どもとして、加配がついたり、いろんな対応をしていきますけども、子ども同士が育っていくということが、将来の社会を担っていくためにも、大事だと思います。

●次第3 その他

会 長：次回、第3回障害児保育審議会を5月に開催する予定としておりますが、次回でそれなりの区切りをつけなければなりませんので、それまでに庁内で検討された内容について、各委員に意見を求めていただければフィードバックしていくという形でいいと思います。

最後に事務局から何かありますでしょうか。

事務局：さまざまなお意見ありがとうございました。これまでやって来た仕事、公立でやって来た取り組みを継承していけるような仕組みを、また、保育士同士や、教員同士が続けていけるような体制作りを、また、今後は処遇改善等言われている中で、キャリアアップ研修を平成30年度から実施させていただくということもございまして、こういったものを利用しながら、療育の仕組みというものを考えた中で、活かして、させていただきたいと思います。

次回に向けて、順次、確定できるもの、案が準備できましたら、またお示しさせていただくということで、各委員と意見交換や相談をさせていただきながら、次回につなげていきたいと思います。

今回は、5月の開催を予定させていただいております。会長、副会長、委員のみなさまにもご案内させていただきながら、日程等を調整したいと思っております。事務局からは以上です。

●閉会

会 長：それでは、本日の審議会は、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。